

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第28号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和33年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、<u>次の各号のいずれかに掲げる事由が同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の2第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。）を定めることができる。</u></p> <p>(1) <u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること。</u></p> <p>(2) <u>長期間の研修等のために旅行をすること。</u></p> <p>(3) <u>勤務場所を異にする異動又は勤務学校の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。</u></p> <p>(4) <u>勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。</u></p> <p>(5) <u>その他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由</u></p>	<p>(普通交通機関等に係る通勤手当に係る支給単位期間)</p> <p>第8条の2 条例第22条の3第2項第1号に規定する人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該普通交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</p> <p>(2) 略</p> <p>2 前項第1号に掲げる普通交通機関等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会に協議して教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間（条例第22条の3第2項第1号に規定する支給単位期間をいう。次条、第9条第1項第1号、第10条第2号、第16条の2第1項第1号、第17条の2第1項及び第18条において同じ。）を定めることができる。</u></p>

(短時間勤務職員等に係る通勤手当の減額)

第9条の2 条例第22条の3第2項第2号(職員の子供休業等に関する条例(平成4年香川県条例第2号)第18条及び職員の子供休業に関する条例(平成19年香川県条例第70号)第3条第3項において読み替えて適用する場合を含む。)の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は100分の50とする。

(交通の用具)

第11条 条例第22条の3第1項第2号に規定する交通の用具は、自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車とする。ただし、国、地方公共団体又はその他の団体の所有に属するものを除く。

(再任用短時間勤務職員に係る通勤手当の減額)

第9条の2 条例第22条の3第2項第2号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員は平均1箇月当たりの通勤所要回数が10回に満たない職員とし、同号の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める割合は100分の50とする。

(交通の用具)

第11条 条例第22条の3第1項第2号に規定する交通の用具は、次に掲げるものとする。ただし、国、地方公共団体又はその他の団体の所有に属するものを除く。

(1) 自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具

(2) 自転車及び舟艇。ただし、原動機付のものを除く。

第1号様式（第3条関係）

所属長印		通 勤 届												
		殿 通勤手当に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 年 月 日受理												
略	所属名					所属コード								
	氏名					職員番号								
	支給要件の喪失					<input type="checkbox"/>	定期券の 月数等	Aの運賃 等相当額	支給月（○印を付すこと。 毎月の場合は省略）					
	支給要件の 具備及び変更	A・交通機関等	JR四国等（バスを除く。）利用			<input type="checkbox"/>		円	1	2	3	4	5	6
			電車（地下鉄等を含む。）利用			<input type="checkbox"/>		円	7	8	9	10	11	12
			バス利用			<input type="checkbox"/>		円	1	2	3	4	5	6
			船舶・有料の道路利用			<input type="checkbox"/>		円	7	8	9	10	11	12
	B・自動車等	自転車利用			<input type="checkbox"/>	B の 距 離 km								
		オートバイ利用			<input type="checkbox"/>									
		自動車利用			<input type="checkbox"/>									
		短時間勤務職員・育児短時間勤務職員等・修学部分休業取得職員通勤所要回数			<input type="checkbox"/>	回								
	併用者で通常徒歩距離の交通機関等利用者					<input type="checkbox"/>								
	異動日付（支給の始期、終期等）		(西暦4桁) 年 月 日											
	返納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日				返納事由							
		返納事由発生年月	(西暦4桁) 年 月				返納額		円					
上記のとおり決定する。														
決裁														

第1号様式（第3条関係）

所属長印		通 勤 届												
		殿 通勤手当に関する規則第3条第1項の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。 年 月 日受理												
略	所属名					所属コード								
	氏名					職員番号								
	支給要件の喪失					<input type="checkbox"/>	定期券の 月数等	Aの運賃 等相当額	支給月（○印を付すこと。 毎月の場合は省略）					
	支給要件の 具備及び変更	A・交通機関等	JR四国等（バスを除く。）利用			<input type="checkbox"/>		円	1	2	3	4	5	6
			電車（地下鉄等を含む。）利用			<input type="checkbox"/>		円	7	8	9	10	11	12
			バス利用			<input type="checkbox"/>		円	1	2	3	4	5	6
			船舶・有料の道路利用			<input type="checkbox"/>		円	7	8	9	10	11	12
	B・自動車等	自転車利用			<input type="checkbox"/>	B の 距 離 km								
		オートバイ利用			<input type="checkbox"/>									
		自動車利用			<input type="checkbox"/>									
		再任用短時間勤務職員通勤所要回数			<input type="checkbox"/>	回								
	併用者で通常徒歩距離の交通機関等利用者					<input type="checkbox"/>								
	異動日付（支給の始期、終期等）		(西暦4桁) 年 月 日											
	返納	返納対象支給基準日	(西暦4桁) 年 月 日				返納事由							
		返納事由発生年月	(西暦4桁) 年 月				返納額		円					
上記のとおり決定する。														
決裁	所 長			補 佐			事 務 長			係 員				

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第2項及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。